

焼津市条例第3号

焼津市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市の犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 本市において住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市民並びに市内に居住し、勤務し、又は通学する者及び市内において事業活動を行っている者（以下「事業者」という。）をいう。
- (6) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を原因として犯罪被害者等が受ける経済的損失、精神的苦痛、心身の不調、プライバシー侵害等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切かつ継続的に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないようにするとともに、再被害（犯罪被害者等が犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。）及び二次的被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、犯罪被害者等に関する情報について、第三者に漏えいすることのないよう、厳重に取り扱わなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次的被害を与えることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援について協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与できるように、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等と相互に連携し、連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談、必要な情報の提供及び助言等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

3 市は、犯罪被害者等が犯罪等の被害（二次的被害を含む。）に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の給付)

第7条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、見舞金を給付することができる。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第9条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むために必要な施策を講ずるものとする。

(理解の促進)

第12条 市は、市民等が犯罪被害者等の人権、名誉、平穏な生活等への配慮の重要性に関する理解を深めることができるよう必要な広報、啓発等を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。